令和5年度 第1回富山市産業廃棄物処理施設審査会 議事録

- 1 日時 令和5年11月17日(金) 午後2時から午後4時15分まで
- 2 場所 【現地視察】株式会社アイザック・オール 産業廃棄物最終処分場変更計画地 【 会 議 】古沢地区センター 会議室
- 3 出席者 委 員:伊藤委員、加賀谷委員、川上委員、竹内委員、長谷川委員、松村委員 事業者:株式会社アイザック・オール等8名

事務局: 舟﨑環境部長、片山環境部次長、沼崎環境部参事(環境政策課長)、 耕作環境部参事(廃棄物対策担当)、荒井副主幹(廃棄物対策係長)、 中田主任、小川技師

4 議事

- (1) 審査会会長及び同職務代理者の選任について
- (2) 産業廃棄物処理施設の変更の手続きの流れについて
- (3) 産業廃棄物最終処分場の変更計画及び生活環境影響調査の結果について
- (4) 質疑

5 議事録(質疑)

(委員)

大気質について、現地視察の際に最終処分場ではどのようなガスが発生するか聞いたところ、硫化水素やメタンガスが発生していると説明されたが、生活環境影響調査において硫化水素が対象物質として入っていないのはなぜか。

(事業者)

生活環境影響調査は、環境省が策定した廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて実施している。本調査指針の大気質の調査項目は、埋立作業に伴う粉じんの飛散による影響のみであり、硫化水素は含まれていない。硫化水素は、悪臭防止法に規定する特定悪臭物質に該当するため、調査項目としては、埋立地からの悪臭の発生による影響に括られると解釈している。なお、現有処分場(西処分場)の埋立地側や既設浸出液処理設備側の敷地境界付近で特定悪臭物質濃度を現地調査したところ、硫化水素が規制基準値を下回っていることを確認した。

(委員)

こちらの測定は何回実施されたか。

(事業者)

申請書に添付している生活環境影響調査書に悪臭の調査結果を記載している。

今回の現地調査は、令和4年の8月と9月に各1回実施した。また、既存資料調査として、自 社定期調査結果(毎年1回)と、前回の変更許可申請時に実施した平成26年調査の結果も合 わせて記載した。いずれの調査結果でも、硫化水素は規制基準値以下だったことを確認して いる。

(委員)

現地に行った際に、においを感じたので測定頻度を増やすことも考えていただきたい。

(委員)

現地では、強いか弱いかは別ににおいはあったので、ガスの起源は考えなければならない。 現地視察の際の説明では自然由来という可能性もある。

(委員)

説明資料について、地下水には廃棄物由来の汚水は流れずに雨水のみ流れるということであるが、地下水の水位や流向を記載した意図は何か。また、井戸を利用している世帯はないと記載されているが、井戸を利用しても問題はないか。

(事業者)

地下水の水位や流向を記載した意図は、調査指針にある地下水調査として、最終処分場の設置による地下水の流れや水質への影響を把握する必要があるため、その調査結果を示したものである。なお、流向調査は、事業実施区域の周縁に設置しなければならない観測井戸の設置場所を検討する上でも必要である。事業実施区域に設置したボーリング孔7箇所を用いて流向調査を行った結果、地下水は、地形に沿ってボーリング孔No.1方向へ流れていることからこの付近に下流側井戸を、事業実施区域では標高が最も高く今回の計画処分場の影響を受けない場所としてNo.7に上流側井戸を設置する計画としている。これらの観測井戸で供用開始後の地下水の水質を継続的に調査し、水質変化の有無や基準値未満であることを確認し、周辺で井戸を利用されても問題がないことをモニタリングしていく。なお、構造物の存在によって地下水の水位や流動に変化がないかを確認するための調査結果では、確定流動面の一部で構造物の基盤底盤の影響を受けることが予想されたが、造成範囲で確認した確定流動面の平面・深度の範囲がもともと小さいため、その影響は小さいと予測した。

(委員)

既存の地滑りは確認されていないということだが、今後大きな地震が発生することが考えられるので、モニタリングをしっかり行い、地滑りの兆候があれば対策していただきたい。

(委員)

現地視察の際に交通量が少し多いと感じた。近くには池多小学校があり、バス移動中に対 向車のトラックの走行も気になり事故が心配される。また、基準値以下に収まっていると思 うが、住民の説明会の議事録を確認すると騒音に関する意見もあったため持続的に対策を 考えていただきたい。

(委員)

住民説明会において、騒音について待機車両が一定時間に集中することが起因しているため緩和に向けて運送事業者と協議すると回答されていたが、結果はいかがであったか。

(事業者)

廃棄物の受け入れ時に運搬車両が集中する時間帯があるため、運送事業者に対して車両が混み合う場合、時間間隔をあけていただくよう要請している。しかし、運転手の立場では2024年問題における荷待ち等の時間制約があるため効果的に機能するとはいえない場面もあるが、繰り返し指導を徹底することで地域住民の迷惑にならないよう努力を重ねていきたい。

(委員)

申請書の計画設計図において、計画されている西第二処分場を造る際に土地を削り出すと思うが、削り出しが始まった時に現在稼働中の西処分場は何段目まで積み上がっているか。

(事業者)

西第二処分場が計画通りに令和6年春から工事が始まったと仮定すると、洪水調整池や擁壁等の設備工事終了後に掘削を行うため、削り出しは最短で令和8年頃になると予測される。 その場合、西処分場は5段目の埋立が完了していると予測されるが、大規模災害等が発生した場合は埋立が早まる可能性はある。

(事業者)

委員の質問は、現在埋立中の西処分場の高さが上がっていくことに対して西第二処分場の工事で地面を削ることで不安定になるのではという懸念からであると思うが、今回処分場のポケットを作るための段切りを行うものの削り出しは行わない。西処分場の左岸側にあたる西第二処分場の背後地は削り出しを行わず、埋立と同時に山につけて上がっていく予定である。このため、地形の大きな変更はなく、西第二処分場の工事によって地盤の安定性を失うことは避けている。

(委員)

浸出水の配管について、西処分場は東側にある既設浸出液処理施設にそのまま流れていくのに対し、西第二処分場の配管は西側のピットに集水されてから東側の施設に流れることになるが、問題なく流れるのか。

(事業者)

西処分場と同様、ピットに集水された浸出水はポンプアップし全ての配管を敷設して浸 出液処理施設や予備原水槽まで運ぶため、問題なく流れると考える。

(委員)

説明資料に施設の変更前後の概要があり、今回の変更によって埋立面積が約26万㎡から約40万㎡と約14万㎡増加する。年間降水量を2mとすると、年間28万トンの水が出ると思われる。これに対して変更後の搬出車両台数が32台から45台とあまり増えていないようだが、問題ないか。

(事業者)

埋立面積について、処分場の区域外側にも事業区域が設定される。そのため埋立面積のうち約3割は残置森林となっており、実際の処分場の面積は表記より小さくなっている。また、浸出水の発生量について記録をとっているが、埋立が完了した場所で内部に浸透するのは降水量の約2割程度になる。現在の処分場の埋立面積約26万㎡に対して、年間降水量を2mで計算すれば約52㎡となるが、実際には年間の浸出水の発生量は約13万㎡となっている。

(委員)

残りの水はどこにいっているのか。

(事業者)

既存の処分場は覆土によりキャッピングされるため、雨水は浸透せずに表面を流れ洪水 調整池を経由して排水される。浸透して水処理施設に流れてくるものは約2割となる。

(委員)

8割も表面流出するということか。

(事業者)

森林法の林地開発の申請の中で、伐採した平地等の雨水は90%から95%が想定されている。浸透水については5%から10%程度の計算になる。

(委員)

今の点について図面等を用いて次回分かりやすく説明いただきたい。

一 閉会 一